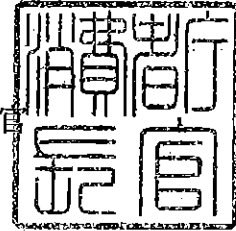


消 生 情 55 号
平成 24 年 3 月 27 日

代 表 者 各 位

消費者庁長官



「消費者月間」関連事業への御協力について（依頼）

消費者行政の推進について、日頃より格別の御協力を賜り誠にありがとうございます。

昭和 63 年から毎年 5 月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行ってきました。

消費者庁では、平成 24 年度消費者月間は「安全・安心 いま新たなステージへ」を統一テーマとして、各種の関連事業に取り組むこととしております（統一テーマの趣旨、事業概要等は別紙参照）。

東日本大震災からの復興において、原子力発電所事故を契機に、食の安全・安心が、消費者にとって最も重要な課題の一つとなっています。現在、食品と放射性物質に関する問題の理解を深めるため、消費者庁は、地方自治体、消費者団体等との連携の下で、消費者、専門家、行政が対話を通じて科学的に正確な情報を共有することを目的としたリスクコミュニケーションを行っております。

また、消費者庁では、消費者事故等の再発・拡大防止のための事故調査機関の設置や、集団的消費者被害を回復するための訴訟制度の導入など、新たな仕組みづくりを進めています。

消費者の安全・安心を確保するための努力を、次のステージに向かって一層の強化を図らなければなりません。そこで、国、地方自治体、消費者団体をはじめ多様な主体が連携・協力して安全・安心な社会の実現へさらに前進したい、との願いを込め、上記統一テーマを決定いたしました。

皆様におかれましても、上記の趣旨を御理解いただき、各種事業の実施及び関係者への周知について、御協力賜りますようお願い申し上げます。

2. 平成 24 年度消費者庁の行う「消費者月間」関連事業(予定)

(1) 消費者支援功労者表彰表彰式

- ・日時：5月28日(月)
- ・場所：首相官邸
- ・内容：消費者支援功労者に対する内閣総理大臣表彰(5件程度)を野田総理大臣より、内閣府特命担当大臣表彰(20件程度)を松原内閣府特命担当大臣より授与します。

(2) シンポジウム

- ・日時：5月28日(月)
- ・場所：三田共用会議所1階講堂(東京都港区三田2丁目1番8号)
- ・内容：第1部 消費者支援功労者被表彰者の御紹介、
消費者支援活動等に対する民間表彰の表彰式 等
第2部 パネルディスカッション
「新たなステージに向けた『消費者力』、『連携力』」

(3) ホームページでの各種事業の紹介

消費者庁のホームページで、各企業、事業者団体、消費者団体、行政が消費者月間に行う事業の内容を紹介します。

(4) 政府広報によるPR

政府広報を活用し、ラジオ、インターネット、新聞を通して、消費者月間について広報します。

消費者月間統一テーマ(標語)、
消費者庁の行う「消費者月間」関連事業(予定)について

1. 消費者月間統一テーマ

(1) 統一テーマ

安全・安心 いま新たなステージへ

(2) 趣旨

東日本大震災からの復興において、原子力発電所事故を踏まえて食の安全・安心を確保することは、消費者にとって最も重要な課題の一つとなっています。現在、食品と放射性物質について理解を深めるため、消費者庁、地方自治体、消費者団体等が連携してリスクコミュニケーションを進めており、消費者、専門家、行政が対話を通じて正確な情報を共有しつつ、相互に意思疎通を図ることが何よりも大切です。

また、消費者庁では、消費者事故等の再発・拡大防止を目的とする事故調査機関の設置や、集団的消費者被害を回復するための訴訟制度の導入など、消費者の立場に立った新たな仕組みづくりを進めています。

消費者の安全・安心は、いま新しいステージを迎えつつあると言えるでしょう。今こそ、国、地方自治体、消費者団体をはじめ多様な主体が連携・協力して消費者主役の社会づくりを前進させたい、との願いを込め、平成24年度消費者月間統一テーマに「安全・安心 いま新たなステージへ」を掲げます。

(裏面あり)

事務連絡
平成24年3月27日

消費者月間関係各位

消費者庁消費生活情報課

「消費者月間」関連事業の送付について（依頼）

標記につきまして、例年、格別の御高配を賜り誠にありがとうございます。

消費者庁では、平成24年5月の「消費者月間」に向けて準備を進めております。

つきましては、消費者団体、事業者団体、事業者等で「消費者月間」関連事業として特別に実施（予定）される事業（通年実施事業は除く。）がございましたら、御多用のところ誠に恐れ入りますが、その内容を可能な限り具体的に別紙様式1に記載いただき、4月9日（月）午後2時までに、下記の宛先まで送付をお願い申し上げます。（極力電子媒体での送付をお願いいたします。電子媒体による様式は、下記メールアドレス宛に様式送付希望の旨（件名に「消費者月間関連事業様式希望」と明記。）をご連絡いただければ、電子メールで送付いたします。）。該当がない場合は提出は不要です。ただし、本資料送付先の住所等に変更がございましたらお手数ですがご連絡をお願いいたします。

なお、実施例と致しまして、消費者庁ホームページ“平成23年度消費者月間特集ページ”（<http://www.caa.go.jp/information/2011gekkan/>）を御参考になさって下さい。

御理解と御協力の程よろしくお願い申し上げます。

※別紙様式に記載いただく「消費者月間」関連事業については、消費者庁ホームページ等で紹介をさせていただく予定です（非掲載を希望される場合は、その旨を別紙様式に記載願います。）。

【問い合わせ】〒100-6178 東京都千代田区永田町 2-11-1

消費者庁消費生活情報課 消費月間担当

TEL 03-3507-8800(内線 2163)

FAX 03-3507-9285

MAIL i.gekkan@caa.go.jp

平成 24 年度消費者月間関連事業

(貴団体・貴社)名		
整理記号(注)		
住所	〒	
消費者の相談窓口 及び電話番号		

消費者庁 HP への掲載を希望する場合は 1、希望しない場合は 2 を右欄に記入してください。			
ホームページ URL			
消費者月間 関連事業の 種類	1 苦情相談、特別相談	2 各種施設見学会	3 講演会、懇談会
	4 講演会等の講師派遣	5 新聞広告、雑誌広告	6 各種広報での PR
	7 ホームページの活用	8 ポスター等作成	9 出品、展示会等
	10 協賛・後援協力	11 表示計量の総点検	12 その他の事業
	上記から当てはまる番号を右欄に記入してください(複数可)。		
消費者月間 関連事業の 概要(注) (事業の実施 日・規模・内 容詳細に) ※通年事業を 除く			

※御記入をお願いします。

担当部署	担当者名	e-mail	電話

(裏面あり)

<御記入上の注意>

・整理記号

封筒の宛名に書いてある整理番号を記載して下さい。

貴団体において所属団体等ごとに記載提出される場合には、所属団体等への整理記号の連絡をお願いいたします。

・ホームページURL

消費者庁ホームページへの掲載を希望する場合に記入をお願いします。消費者月間用に特別に開設するページがある場合には、その URL の記入をお願いいたします。また、特別に開設するページがない場合には貴団体・貴社ホームページのトップページなど、消費者庁 HP からリンクを張るのに適したページの URL の記入をお願いいたします。

・実施事業の概要

「消費者月間」関連事業として特別に実施（予定）される事業（通年実施事業は除く。）がございましたら、その内容を可能な限り具体的に別紙様式1に記載いただくようお願いいたします。なお、記入内容につきましては、消費者庁ホームページへの掲載を希望する場合は、記載いただいた実施事業の概要がそのまま消費者庁ホームページに掲載されることを前提とした記入をお願いいたします。

なお、「消費者月間」関連事業として特別に実施（予定）される事業の判断の目安といたしましては、①消費者月間における特別な事業であること、②消費者月間の普及・啓発に効果のある事業であること、③消費者に向けた事業であることなどの観点からの記入をお願いいたします。

<実施事業の概要の記入例>

1. 社長メッセージにより、消費者月間の意義を全社に徹底。
全事業部にメッセージを配布、社内イントラネットに掲載
2. 社内イントラネットで消費者月間の特集を掲載
3. 外部講師を招き、社内向け消費者月間シンポジウムを開催
開催予定日 ○月○日 (○)
(a)記念講演
(b)事業場の取組報告
4. 各事業場にて独自の取組を推進
消費者月間の看板設置
社内セミナーの開催 など